

給付事業

給付内容

会員に次の給付事由が発生したとき、給付申請書兼給付事由証明書の提出により給付金を支給します。給付の条件や金額は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）との自治体提携慶弔共済保険契約により支給します。

（申請方法及び支給方法・その他注意事項は、P.17をご参照ください。）

給付事由				給付金額	添付書類〔 〕部分は【必須書類】
住宅災害	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が	50%以上	300,000円	・事由が発生した場合、一度連絡ください。 ・給付申請書兼給付事由証明書 ・罹災証明書(消防署または市町村発行)〔写し可〕 ・修理業者による見積書〔写し可〕 （全焼の場合、解体業者による見積書等〔写し可〕） ・写真 場合により、追加で添付書類を頂きます。
			30%以上50%未満	210,000円	
			20%以上30%未満	150,000円	
			20%未満	60,000円	
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が	70%以上	90,000円	・会員が日常的に居住している部分が対象となるため、建物本体に含まれない構造物は対象になりません。 【建物本体に含まれない構造物】 門、門扉、塀、垣根、フェンス、植栽、別棟、離れ、車庫、倉庫、物置、納屋、テラス、カーポート （カーポートは、外壁に固定されているものは建物本体に含まれる場合があります。）
			20%以上70%未満	45,000円	
			20%未満	9,000円	
		床上浸水		18,000円	
死亡	会員本人	交通事故による死亡		500,000円	・事由が発生した場合、一度連絡ください。 ・給付申請書兼給付事由証明書 ・医師の死亡診断書または死体検案書〔写し可〕 ・会員本人の戸籍全部事項証明書(謄本)〔写し可〕 上記に加え ※交通事故…交通事故証明書〔写し可〕 ※不慮の事故…不慮の事故である証明書等〔写し可〕 ・受取人は約款に定める死亡保険金受取人となります。同順位の受取人が配偶者以外の場合、同意書兼委任状の提出が必要
		不慮の事故による死亡		300,000円	
		疾病死亡	65歳未満の方の場合	200,000円	
			65歳以上の方の場合	100,000円	
	家族	会員の配偶者の死亡		50,000円	・給付申請書兼給付事由証明書 ・医師の死亡診断書または死体検案書〔写し可〕 ・会員と死亡した方の続柄がわかる戸籍全部事項証明書(謄本)〔写し可〕 ・住宅災害による同居親族死亡の場合、上記に加え、「住宅災害」添付書類 ・登録家族が対象の場合、会員登録変更の処理を行ってください。(ガイドブックP.34参照)
		会員の子の死亡		10,000円	
		会員の親の死亡(配偶者の親も対象)		10,000円	
		住宅災害による会員の同居親族の死亡		20,000円	
	重度障害・後遺障害	交通事故による後遺障害		500,000円～ 200,000円 最高200,000円	・事由が発生した場合、一度連絡ください。 ・給付申請書兼給付事由証明書 ・症状固定日の明記がされている医師の後遺障害診断書等〔写し可〕 上記に加え ※交通事故…交通事故証明書〔写し可〕 ※不慮の事故…不慮の事故である証明書等〔写し可〕
		不慮の事故による後遺障害		300,000円～ 12,000円 最高300,000円	

重度障害・後遺障害	疾病重度障害	65歳未満の方の場合	200,000円	【注意事項】 ・重度障害は自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款に定める後遺障害等級表の第1級、第2級または第3級の②③④の状態を指します。 以下、全労済協会 自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款 一部抜粋「後遺障害等級」 <table><tr><td>第1級</td><td>① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの</td></tr><tr><td>第2級</td><td>① 1眼が失明し、他眼の視力（視力の測定は万国式試視力表による。以下同様）が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr><tr><td>第3級</td><td>② 咀嚼または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</td></tr></table> 第4級以下は、疾病での給付はできません。	第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの	第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力（視力の測定は万国式試視力表による。以下同様）が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの	第3級	② 咀嚼または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの							
		第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力（視力の測定は万国式試視力表による。以下同様）が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの							
		第3級	② 咀嚼または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの							
65歳以上の方の場合	100,000円									
傷病	休業14日以上30日未満	5,000円	・ 給付申請書兼給付事由証明書 ・ 医師の診断書 [写し可] ・ 医師の診断書と休業日数が異なる場合、事業所発行の休業証明書 ・ 給付申請は休業から復帰後に提出 ・ 一つの傷病に対して最大で120日まで給付限度							
	休業30日以上60日未満	10,000円								
	休業60日以上90日未満	15,000円								
	休業90日以上120日未満	20,000円								
	休業120日以上	25,000円								
祝金	結婚祝金	10,000円	・ 給付申請書兼給付事由証明書 ・ 会員本人の戸籍全部事項証明書(謄本)または婚姻届受理証明書 [写し可] ・ (併せて)会員登録変更届(ガイドブック巻末参照:同居家族の追加) ・ 給付申請書の事由確定日欄には入籍日を記載 ・ 結婚により名字が変わった場合は結婚後の名字(新姓)を記載							
	銀婚祝金 (25周年)	10,000円	・ 給付申請書兼給付事由証明書 ・ 会員本人の戸籍全部事項証明書(謄本)(銀婚後のもの) [写し可] ・ 給付申請書の事由確定日欄には銀婚(25周年)を迎えた日を記載							
	還暦祝金	本人が60歳	10,000円	・ 給付申請書兼給付事由証明書 ・ 会員本人の戸籍全部事項証明書(謄本)もしくは健康保険証または運転免許証のいずれか1つ [写し可] ・ 給付申請書の事由確定日欄には60歳を迎えた日を記載						
	出生祝金		10,000円	・ 給付申請書兼給付事由証明書 ・ 会員本人の戸籍全部事項証明書(謄本)、母子手帳、健康保険証(会員名あり)のいずれか1つ [写し可] ※会員との親子関係や氏名、生年月日、市町村印もしくは医師等の印があるもの ・ (併せて)会員登録変更届(ガイドブック巻末参照:同居家族の追加) ・ 給付申請書の事由確定日欄には出生日を記載						
	就学祝金	子の小学校入学	5,000円	・ 給付申請書兼給付事由証明書 以下のいずれか1つ ・ 学校長または学長の発行する証明書等記載事項確認可能なもの(例)・入学通知書 ・ 成績表(通知表)の学校名・学年・組・氏名の記載があるページの写し ・ 生徒手帳(生年月日・氏名・学年・組・住所等必要事項記入済み)の写し ・ 給付申請書の事由確定日欄には入学日(4月1日)もしくは入学式の日を記載						
子の中学校入学		5,000円								

R3.4.1改正